

1 業務分担区分

項目	業務内容	受託者	市
事業全般	事業運営の総括	○	
	児童の出席状況等の管理	○	
	児童の健康管理	○	
	保護者との連絡調整	○	
	関係機関との連絡調整	○	
	年間計画及び月間計画の作成	○	
	おやつが発注・管理	○	
入会審査等	入会説明会の開催	○	
	入会申込書の受理	○	
	入会審査	○	○
	入会決定通知	○	
	退会届の受理・退会通知	○	
保護者負担金	保育料の決定	○	
	保育料の徴収管理	○	
	保育料の滞納整理	○	
支援員	支援員等の募集、採用、配置	○	
	支援員等の勤務状況管理	○	
	支援員等の研修会の実施	○	
	支援員等の研修会の実施（市主催）		○
	支援員等の健康管理	○	
	支援員資格取得に係る研修への参加	○	
施設管理	施設内の清掃	○	
	施設・設備の日常点検	○	
	市有建築物定期点検		○
安全管理	食中毒及び感染症等予防、発生時の対応	○	
	非常災害対策マニュアルの作成	○	
	避難及び消火訓練の実施	○	
	事故発生時の対応	○	
	重大事故発生時の対応	○	○
苦情対応	苦情処理の対応	○	
	市に申し立てのあった苦情処理		○
上記以外の事項		協議事項	

2 費用負担

別紙 2

項目	業務内容	受託者	市
報償費	研修会の講師謝礼等（法人主催）	○	
	研修会の講師謝礼等（市主催）		○
旅費	研修旅費、出張旅費等	○	
消耗品費	消耗品	○	
	教材代	○	
食糧費	おやつ代、会議用飲食代	○	
印刷製本費	資料印刷、写真現像等	○	
光熱水費	基本は受託者負担とするが、放課後児童クラブの一部は市が負担する。詳細については協議の上決定する。	○	○
修繕料	施設、設備等の修繕で受注者に過失があるもの	○	
	施設、設備等の修繕で受注者に過失がないもの		○
通信運搬費	電話・ファックス料	○	
手数料	消防設備保守点検料		○
委託料	労務管理業務委託	○	
	機械警備業務委託料	○	
保険料	支援員、児童の傷害保険料	○	
	建物総合損害共済		○
備品購入費	単価が 3 万円以下の備品	○	
	単価が 3 万円を超える備品		○
給料手当	支援員・補助員・事務局等の給料手当	○	
賃借料	法人事務所の経費（放課後児童クラブの運営に関するものに限る）	○	
上記以外の費用		協議事項	

※上記表に記載されない業務内容は、別途協議する。

※放課後児童クラブの整備状況により費用負担が変更になる場合は、別途協議する。

※放課後児童クラブの運営に必要な備品等は市に帰属する。

3 リスク分担

種類	業務内容	受注者	市
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の額	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の額	○	
法令等の変更	運営に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更	○	
政治・行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余議なくされた場合の経費及びその後の当該事業による増加経費負担		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、又は受注者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人工的な減少）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び業務不履行	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業者概要書、企画提案書等受注者が提案した内容の誤りによるもの	○	
申請コスト	申請費用の負担	○	
引き継ぎコスト	引き継ぎコストの負担	○	
資金調達	市から受注者への支払い遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	受注者の故意又は重過失によるもの	○	
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの		○
第三者への賠償	受注者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	上記以外の事由により損害を与えた場合	協議事項	
セキュリティ	管理不備による情報漏えい、犯罪発生等	○	
上記以外の事項		協議事項	